

選挙に行こう!

東京都議会議員選挙

告示日 6月14日(金)
 投票日時 6月23日(日)午前7時～午後8時(市内10投票所)
 開票日時 6月23日(日)午後9時～(スポーツセンター)

羽村市で投票できる方

- 満20歳以上の日本国民で、羽村市内に引き続き3か月以上住んでいる方
- 羽村市の選挙人名簿に登録されている方

次の条件に該当する方を、新たに選挙人名簿に登録します。

- ①平成5年6月24日までに生まれた方
- ②平成25年3月13日までに転入届出をし、引き続き市内に住んでいる方

次に該当する方は注意してください

平成25年3月14日以降に転入届出をした方

羽村市の選挙人名簿に登録されない方で、羽村市では投票できません。

転出した方

都外へ転出した方は投票できません。都内へ転出した方で、3月13日(水)までに新住所地で転入届出をした方は、新住所地で投票することができます。

都内の市区町村間で転出・転入した方
 都内の市区町村間で住所を移し、3月14日(木)以降に転入届出をした方は、その市区町村間の移動が1回に限り、前住所地の選挙人名簿に登録されていれば、前住所地で投票することができます。その場合、新住所地で発行する「引き続き都内に住所を有する旨の証明書」(選挙用住民票など・無料)が必要となります。

羽村市内で転居した方

6月4日(火)以降に転居届出をする方は、転居前の投票所で投票してください。

期日前投票の利用を

投票日当日、仕事などで都合の悪い方は、期日前投票を利用してください。
 日 時 6月15日(土)～22日(土)午前8時～午後8時

会場 市役所分庁舎1階第1会議室
 持ち物 入場整理券

※入場整理券は、有権者一人ひとりに
 はがきで郵送します。届いていない
 場合や忘れた場合は、受付へ申し出
 てください。

※期日前投票を行うには、期日前投票請求書(宣誓書)が必要です。入場整理券の裏面の下に印刷してありますので、必要事項を記入し持参してください。

不在者投票

投票日に指定された病院などの施設に入院中で投票所に行けない方や、羽村市外に滞在している方は、病院などの施設や滞在地の選挙管理委員会での投票ができます。詳しくは、問い合わせてください。

郵便等投票

身体障害者手帳・戦傷病者手帳を持ち、一定の要件に該当する方または介護保険の被保険者証に「要介護5」と記載されている方は、郵便などで在宅のまま投票することができます。制度を利用するには、事前に「郵便等投票証明書」が必要です。早めの手続きをお願いします。

問合せ 選挙管理委員会事務局 ☎682

雨の日の

資源Aの出し方

■濡れてもリサイクルできる紙類(新聞紙・折込チラシ、雑誌・雑紙、ダンボール)：紙類は、濡れてもリサイクルすることができます。ひもで束ねて、いつもと同じ場所へ出してください。雨を気にして、軒下などいつもと違う場所へ出すと、収集もれの原因となります。

■濡れるとリサイクルできない布類(古着・古繊維)：布類は、濡れるとリサイクルすることができません。また、ビニール袋に入れて出しても、運搬途中で濡れてしまう可能性があります。布類は雨の降っていない収集日(資源Aの日)に、ひもで束ねて出してください。

出し方のポイント

①紙類を束ねるときは、資源として再生利用できる紙ひもをできるだけ使用してください。

②下着や靴下、汚れのひどい布類は、資源となりません。「燃やせるごみ」で出してください。

問合せ 生活環境課生活環境係 ☎205

固定資産税の申告・減額措置など

申告先・問合せ 課税課資産税係 ①157

調査・届出・申告が必要ですよ

家屋調査

平成25年中に新築・増築をした家屋の調査をします。

この調査は、家屋に使われている資材や床面積などを直接調査して、固定資産税・都市計画税の算出根拠となる家屋の評価額を決定するためのものです。該当する方は都合の良い日をお知らせください。

※通常の家屋のほかに、車庫やサンルームも課税の対象となる場合があります。詳しくは問い合わせてください。



取り壊し家屋(建物)の届け出

平成25年中に、家屋の全部または一部を取り壊し、その家屋が登記されている場合は、東京法務局西多摩支局(登記所)で滅失登記をしてください。また、登記されていない家屋の場合は、取り壊しの届け出をしてください。滅失登記または届け出をしないと、平成26年度以降も家屋が存在するものとして課税する場合があります。

住宅用地などの申告

市内に土地を所有している方で、平成25年中に次に該当する方は、固定資産税住宅用地等申請書を提出してください。

- 住宅を新築し、土地を新しく住宅用地として使用した
- 住宅を取り壊し、土地を住宅用地として使用しなくなった
- 住宅用地の全部または一部に事業用家屋を新築した
- 住宅を事業用家屋に用途変更した

申請用紙のダウンロード

「家屋取壊し申告書」「固定資産税住宅用地等申告書」のほか、税に関する各種申請書は、市ホームページからダウンロードすることができず。ぜひ、利用してください。

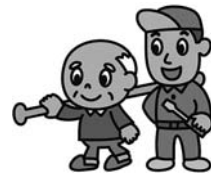
減額措置を紹介します

省工ネ改修

平成20年1月1日以前に建てられた住宅(貸家を除く)で、平成20年4月1日〜平成28年3月31日に一定の省工ネ改修を施工した場合、翌年度分の固定資産税を減額します。

バリアフリー改修

平成19年1月1日以前に建てられた、高齢の方・障害のある方などが居住する住宅(貸家を除く)で、平成19年4月1日〜平成28年3月31日に一定のバリアフリー改修を施工した場合、翌年度分の固定資産税を減額します。



住宅耐震改修

昭和57年1月1日以前に建てられた住宅で、平成18年1月1日〜平成27年12月31日に、建築基準法に基づく現行の建築基準(昭和56年6月1日施行)に適合させるように耐震改修を施工した場合、家屋の固定資産税を一定期間減額します。

長期優良住宅

長期にわたり良好な状態で使用できる住宅の普及を促進するため、新築住宅のうち「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づき認定された住宅は、固定資産税を減額します。

詳しい減額範囲や要件、申告方法は、問い合わせてください。